

長崎県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局 作成
(R2.6.22 時点)

海水浴場等における
新型コロナウイルス感染症
の感染防止対策ガイドライン
(参考例)

1 海水浴場開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場は、オープンエアで自然換気がありますが、海水浴場や海の家に多くの人が集まり、「密集」・「密接」・「密閉」になることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まるのが問題になります。

このような海水浴場の特性を十分理解した上で、海水浴場を開設する場合には、海水浴場や海の家での「密集」・「密接」・「密閉」を防ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐ取組みを徹底して行うことが必要と考えます。

なお、海水浴場開設者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、海水浴場を開設するに当たっては、地元の市町としっかり連携する必要があることから、地元の市町の了解をあらかじめ得ておく必要があります。

2 海水浴場等における感染防止対策について

(1) 海水浴場における開設者(管理者)が行うべき感染防止対策

- ▶ 感染防止のため、利用者に対し、下記事項を掲示や場内放送等により呼び掛けること。
 - ・ 症状にかかわらず、体調がよくない場合などは、利用を控えること
 - ・ ソーシャルディスタンスの確保について
(混雑・密集の恐れがある場合は注意を促すこと。)
 - ・ こまめな手洗い、手指衛生、シャワーの励行について
- ▶ 海水浴場等利用者の行動例((3)参照)をホームページや掲示等により事前に周知すること。
- ▶ 利用者自らが混雑・密集を避けることを促すため、利用者数や混雑状況などの情報発信に努めること
- ▶ 管理事務所(受付窓口を含む)や救護所においては、風通しをよくして、こまめに換気すること。
- ▶ 複数の人の手が触れる場所は適宜消毒すること。
- ▶ 従業員・監視員に、出勤前に体温を計測させ、発熱や風邪の症状がみられる場合は勤務に従事させないこと。また、マスク、フェイスシールド等を備えること。なお、マスク等の着用は、熱中症に注意して装着すること。
- ▶ 現金収受は、非接触となるようにコイントレイなどを利用すること。
- ▶ ごみの回収清掃時には、マスク・ゴム手袋を装着して作業すること。ごみは密封保管すること。
- ▶ 救護者の情報(氏名、連絡先など)を記録に残し、疫学調査ができる体制を整備すること。
- ▶ 開設者が感染防止対策で取組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ▶ イベントを開催する場合には、令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「移行期間における都道府県の対応について」の「適切な感染防止策」を講じたうえで実施すること。

「適切な感染防止策」例：発熱や感冒症状がある者の参加自粛、入退場時の制限や誘導、三密回避、手指の消毒、マスクの着用、換気、十分な距離の確保、など

(2) 海の家における営業者が行うべき感染防止対策

ア 共通事項(飲食店・更衣室等)

- ▶ 施設内が混雑・密集にならないように、利用制限すること。
- ▶ 椅子やテーブルの間隔を広くする、横並びに配席するなど、ソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じること。
- ▶ 利用客が順番を待つときは、床に間隔を示すテープを貼るなどし、前後に十分なスペースを確保すること。また、熱中症対策を確実に実施すること。
- ▶ 施設に消毒液(消毒用アルコール等)を設けて、利用者に手指消毒を徹底させること。
- ▶ 海水浴場等利用者の行動例((3)エ参照)を利用者が見える場所に掲示すること。
- ▶ 施設は風通しをよくして、こまめに換気すること。
- ▶ ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等については、こまめに消毒すること。
- ▶ 従業員に、出勤前に体温を計測させ、発熱や風邪の症状がみられる場合は勤務に従事させないこと。
- ▶ 現金收受は、非接触となるようにコイントレイなどを利用すること。
- ▶ ごみの回収清掃時には、マスク・ゴム手袋を装着して作業すること。ごみは密封保管すること。
- ▶ 営業者が感染防止対策で取組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。

イ 飲食店

- ▶ 従業員のマスク、フェイスシールドなどの个人防护具の着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。なお、マスク等の着用は、熱中症に注意して装着すること。
- ▶ 利用者が施設内に入った時の手指消毒と、食事前の手洗いを徹底させること。

ウ 更衣室・洗面所等

(更衣室)

- ▶ 更衣室の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。また、更衣室では会話を控えること。
- ▶ 更衣室にゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を調整すること。
- ▶ ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等については、こまめに消毒すること。
- ▶ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。

(洗面所)

- ▶ ドアノブ、水洗トイレのレバー等については、こまめに消毒すること。
- ▶ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ▶ 手洗い場には石鹸(ポンプ式が望ましい)を用意すること。
- ▶ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ▶ 手拭き布タオルは設置しないこと。ハンドドライヤーは使用を中止すること。

(その他)

- ▶ うきわ、パラソル等を貸し出す場合には、使用者毎に、アルコール含有クロスなどで拭き上げること。
- ▶ 直接顔や口をつけるゴーグル、シュノーケルなどの貸し出しはしないこと。

上記のほか、以下の通知やガイドラインを参考にしてください。

【イベント】移行期間における都道府県の対応について(令和2年5月25日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)『3.催物(イベント等)の開催制限』

【飲食店】外食業の事業継続のためのガイドライン(令和2年5月14日一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)

【更衣室等】社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日スポーツ庁)『3の(4)施設管理者が準備等すべき事項の1)～3)』

(3)海水浴場等利用者の行動例(厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例)を参考)

ア 海水浴場に行く前に

- ▶ ソーシャルディスタンス(人と人との距離)の確保、咳エチケット、手洗いを心がける。
- ▶ 海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックする。
- ▶ 体調がすぐれないときには、海水浴場に行かない。

イ 海水浴場への往復、帰宅後

- ▶ 公共交通機関で移動するときは、すいている時間を選び、会話は控えめにする。
- ▶ 咳エチケットを徹底する。
- ▶ 途中で買い物するときは、少人数で行う。
- ▶ 海水浴場の近隣住民に感染を拡げないように、ごみは持ち帰る。
- ▶ 手洗いは30秒程度かけて、水とせっけんで丁寧に洗う。
- ▶ 帰宅後は、手洗い及び入浴にて全身を洗う。

ウ 海水浴場

- ▶ ソーシャルディスタンスを確保する。
- ▶ 咳エチケットを徹底する。
- ▶ グループの人たちとは対面でなく横並びで座る。
- ▶ 食事の前やトイレの後には必ず手洗いをを行う。
- ▶ 帰る前は手洗いを実施し、シャワーを浴びる。

エ 海の家

- ▶ 更衣室での着替えはすみやかに、少人数ですいた時間に行う。
- ▶ レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取る。
- ▶ 入口では手指消毒を行い、食事の前やトイレの後には必ず手洗いをを行う。
- ▶ 多人数での会食は避け、会話は控えめにする。
- ▶ 間隔を広くしたり、対面ではなく横並びで座る。
- ▶ グラスなどの回し飲みは避ける。

過去2週間以内の体調不良者、海外から帰国・入国者ならびに、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養中の方は来場を控えてください。